

第 3 8 号議案

足立区住宅改良助成条例

上記の議案を提出する。

平成 2 1 年 2 月 2 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区住宅改良助成条例

足立区住宅改良及び耐震工事等助成条例（平成元年足立区条例第 3 1 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、住宅を改良するものに対して、その費用の一部を助成することにより、区民の居住環境の改善を図り、もって安全で快適な居住環境の確保に資することを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （ 1 ） 住宅 居住の用に供する家屋の全部又は一部をいう。
- （ 2 ） 自己用住宅 自己の居住の用に供する自己又は同居の親族が所有する住宅をいう。
- （ 3 ） 分譲マンション 2 以上の区分所有者が存する共同住宅（居住の用に供する複数の専有部分からなる建築物の全部又は一部をいう。）であって、建物の区分所有等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 6 9 号）第 3 条に規定する団体（以下「管理組合」という。）により管理されるものをいう。
- （ 4 ） 共用部分 分譲マンションの廊下、階段、エレベーター及び共用玄関（区分所有者の専有又は専用に係るものを除く。）をいう。
- （ 5 ） 改良 住宅に居住する者の移動を困難とさせる障害をあらか

じめ除去等すること又は家族構成の変化に応じて間取りを変更
することをいう。

（助成対象者）

第3条 区長は、次の各号のいずれかに該当するものが、改良を実施した場合、その費用の一部を助成することができる。ただし、既にこの条例に基づく助成金の交付を受けたものが、同一の改良を実施した場合は、この限りでない。

（1） 自己用住宅の改良を実施した者で次に掲げる要件を備えたものであること。

ア 改良を実施した住宅に住所を有していること。

イ 第6条第1項に規定する申請の日の属する年度前の直近の年度において、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に規定する市町村民税（同法第1条第2項の規定により、同項中の市町村に関する規定を特別区に準用する場合において読み替える特別区民税を含む。）の滞納がないこと。

（2） 共用部分の改良を実施した管理組合であること。

（助成対象工事）

第4条 助成金を交付することができる改良に係る工事（以下「改良工事」という。）は、規則で定める。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、改良工事に要した費用の額から、次の各号に掲げる改良工事に関する給付及び助成の対象となる工事相当額を除いた額とする。ただし、改良工事に要した費用の額に規則で定める率を乗じて得た額及び規則で定める限度額を超えてはならない。

（1） 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護給付その他の法令に基づく給付

（2） 他の条例、規則その他の規程による助成

(助成の手続)

第6条 助成金の交付を受けようとするものは、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、規則で定めるところにより、当該申請に係る書類の審査を行い、適当と認めたときは助成金の交付を決定する。

(交付決定の取消し)

第7条 区長は、助成金の交付の決定を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付又は交付の決定を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令に基づく命令に違反したとき。

(4) この条例又はこの条例に基づく規則その他の規程に違反したとき。

(助成金の返還)

第8条 区長は、前条の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(違約金)

第9条 前条の規定により助成金の返還を命ぜられたものは、当該命令に係る助成金の交付を受けた日から返還の日までの日数に応じ、当該助成金の返還額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前になされた、この条例による改正前の足立区住宅改良及び耐震工事等助成条例第 6 条の規定に基づく申請については、なお従前の例による。

(提案理由)

住宅改良に対する助成制度を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。